

**科学研究費助成事業 研究成果報告書**

平成 30 年 6 月 15 日現在

機関番号：32643

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2015～2017

課題番号：15K17348

研究課題名(和文) 政府間財政関係に着目した高等学校教育財政の財源保障に関する研究

研究課題名(英文) Research on Financial Resource Guarantee for High School Education Finance under the Scheme of Inter Governmental Financial Relationships

研究代表者

小入羽 秀敬 (KONYUBA, Hideyuki)

帝京大学・教育学部・講師

研究者番号：70609750

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,700,000円

研究成果の概要(和文)：本研究では、地方交付税交付金によって措置されている高等学校教育財政について、次の3点から検討した。基準財政需要額と実支出額との関係性では、基準財政需要額に対する実支出額が10年間で増加していることが明らかになった。他の地方財政領域との比較では、他の地方財政領域では法律や過去からの慣習など一定の額を支出する拘束力が存在することが明らかになった。人件費等各項目ごとの実支出額と基準財政需要額の比較から、給与費は多くの県で基準財政需要額を下回っていたことが明らかになったが、支出額は県の財政力に依存しておらず、今後様々な観点から要因の検討が必要であることを示した。

研究成果の概要(英文)：This research examined the high school education finance funded by local allocation tax subsidies. Three following points were clarified. (1) From the comparison with the amount of basic fiscal demand and actual expenditure, it became clear that the actual expenditure on the high school education increased in 10 years. (2) In comparison with other regional finance areas, it became clear that there is binding power, such as laws and customs from the past, to spend a certain amount. (3) Comparison of actual expenditure amount and the amount of basic fiscal demand on personnel expenses and other budget items showed that actual personnel expenses were lower than the basic fiscal demand in most prefectures. It is necessary to examine from various viewpoints to clarify the factors of the actual personnel expenditures.

研究分野：教育行政学

キーワード：公立高校 地方交付税 基準財政需要額 人件費

### 1. 研究開始当初の背景

近年、地方財政は予算削減の一途をたどっている。これは教育予算も例外ではない。また、2000年以降続いている地方分権改革によって首長の裁量権は拡大し、首長が主導して地方教育財政の削減を実施する自治体も増加している。しかしながら、教育財政支出の削減は地方教育制度の根幹を揺るがす可能性を持っており、行政改革の時代にどのように教育費のナショナル・ミニマムを確保するかは重要な課題となっている。

高等学校予算はその大半が地方交付税をはじめとする一般財源によって措置されているため、県が高等学校予算額を自由に決定する権限を持っている。制度上は県の裁量によって高等学校関係予算が大きく変動する可能性を持っているといえる。

このように、高等学校関係予算は教育財政的観点からも非常に重要であるにも関わらず、教育財政の先行研究が重視していたのは主に義務教育財政であり、高等学校教育財政に関する研究は、高校進学率急増期に伴う高校教育の在り方について1980年代に見られるものの、その数は極めて少ない。一方で、財政学では個々の自治体がナショナル・ミニマムを確保するための財源保障の観点からの地方交付税研究が数多く行われており、地方財政支出についての分析がなされている。しかし、対象となる費目の多くは福祉関係であり、教育費は検討の対象とされてこなかった。

また、代表者が過去に実施してきた県による高校以下の私立学校に対して交付される私学助成研究では、私学助成の約7割を占める地方交付税のような用途の自由な財源であっても、県の政策決定に国による制度変化が影響を与えていることを明らかにしている。

### 2. 研究の目的

上記の背景から、本研究では教育学での知見に基づきつつ、財政学や行政学等で用いられている政府間財政関係の枠組みを用いながら主に地方交付税交付金によって措置されている高等学校教育財政の財源保障の在り方について次項で述べる研究方法を用いることによって明らかにしていくことを目的とする。

### 3. 研究の方法

(1) 高等学校教育財政を分析するための枠組の構築(理論研究)では、教育学に加えて、財政学、行政学、政治学等他領域の学問の方法論を援用しながら高等学校教育財政を分析する枠組を構築する。教育財政研究ではその主な関心が国庫支出金であったため、これらの知見を踏まえつつ財政学や政治学など地方交付税を扱った研究を参照していった。特に、地方交付税を財源としている教育費以外の地方財政領域についての研究を参照することで、高等学校教育財政制度の特徴を析

出することを目的とする。

(2) 高等学校教育財政制度の財政分析(財政分析)について、国による財源保障と県の対応の変遷に関する時系列分析を実施した。高等学校教育財政制度を時系列的に検討することで、(a)高等学校教育財政の財源が国によってどのように保障されてきたのか、(b)県は保障された財源をどのように高等学校教育財政に反映させたのかについて明らかにした。

(3) 使用した主なデータは文部科学省『地方教育費調査』(各県の高等学校費の実支出額、人件費実支出額の算出)、総務省『地方交付税関係計数資料』(各県の地方交付税の基準財政需要額、交付額)、各都道府県の予算案、決算などである。

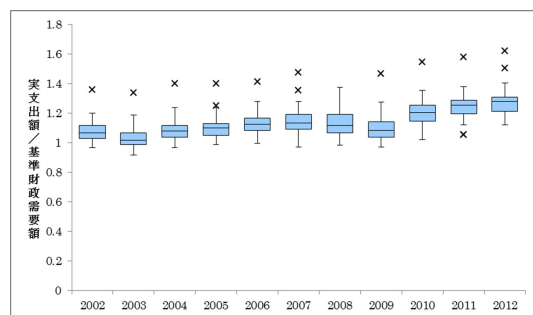
### 4. 研究成果

(1) 高等学校費の基準財政需要額と県の実支出額との関係性

各県の「実支出額/基準財政需要額」の推移を2002年から2012年の10年間検討した。その結果、基準財政需要額と実支出額の比の推移は全体として増加していることが明らかになった。

10年間の変化としては、2002年の平均値1.078、最小値0.97、最大値1.36、標準偏差0.071となっているのに対して、2012年では平均値1.277、最小値1.12、最大値1.622、標準偏差0.091となっている。なお、比率1以下の県が2010年以降はゼロになる。以上から、10年間を通じて、原則として実支出額/基準財政需要額は増加していることが読み取れる。

図1: 各県の実支出額/基準財政需要額の推移



(2) 地方交付税を財源とした他の地方財政分野との比較による高等学校教育財政の特色

高等学校費の比較対象として、小学校費、中学校費、警察費、私学助成の「実支出額/基準財政需要額」を各県で算出し、その推移と変動係数の推移を検討した。その結果、地方財政計画で提示された額や、地方交付税の基準財政需要額で計上された額を支出するための拘束力が各予算項目において存在することが明らかになった。

第1に、警察費では政令定数の拘束力が高いため、人件費を容易に削減することができない。第2に、義務教育費では従来は義務標準法の拘束力が高かったが、総額裁量制導入によってその拘束力が弱まる傾向にあることが示された。第3に、私学助成では、生徒急増期に私立高校が生徒を多く受け入れるなど歴史的な経緯が蓄積していったことによる制度の硬直性、そして、助成の削減が私立学校の経営破綻に直結する危険性を有しており、高等学校教育の約3割を占める私立高校を存続させなければならないことが一種の拘束力として作用している可能性があることを指摘できる。

一方で、高等学校費については、他の財政領域に認められるような拘束力は存在しないにも関わらず、(1)で示されたように基準財政需要額を上回る額を各県が支出するようになった。かつては義務標準法と同じ枠組みで高等学校費も財源保障がなされていたという「標準法ブランド」仮説も存在したが、総額裁量制の導入以降は義務教育費も減少傾向となっており、実支出額の比率が継続的に維持されている高等学校費との関連性は薄まったとも言える。

### (3) 給与支出に限定した場合の基準財政需要額と県支出額の関係性

(1)で明らかにしたように、全体として高等学校費は基準財政需要額よりも高い水準で推移していることは明らかになっていたが、その構成をみると基準財政需要額の総額とは異なる傾向を見ることができる。特に給与費は多くの県で基準財政需要額を下回っていた。しかしながら、基準財政需要額を下回っている県や上回っている県の傾向は財政力等には関係なく、どのような県が基準財政需要額を上回る／下回るのかについての要因はまだ明らかにすることができていない。

給与費以外で基準財政需要額を超える項目の財源には地方交付税以外にも国庫支出金やその他財源が含まれており、既存の国庫補助金項目に地方交付税を用いて上乗せするスキームができあがっている可能性があることが指摘できる。

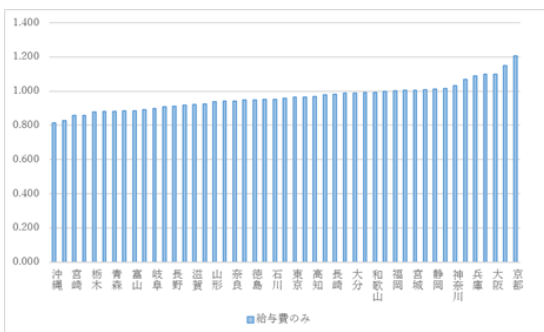


図2: 基準財政需要額に対する給与費支出

## 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計0件)

〔学会発表〕(計4件)

(1) 小入羽秀敬「高等学校財政支出の構造と地方交付税 県の財政力に着目した比較検討」日本教育行政学会第52回大会(日本女子大学) 2017年10月15日

(2) 小入羽秀敬「県の高等学校財政支出に関する検討—他の地方財政分野との比較分析—」日本教育行政学会第51回大会(大阪大学) 2016年10月9日

(3) 小入羽秀敬「公立高等学校の財源保障—地方交付税の算定と県教育費—」日本教育行政学会第50回大会(名古屋大学) 2015年10月11日

(4) 小入羽秀敬「ガバナンスをめぐる制度と運用」日本高等教育学会第18回大会(早稲田大学) 2015年6月27日

〔図書〕(計0件)

〔産業財産権〕

出願状況(計0件)

名称:  
発明者:  
権利者:  
種類:  
番号:  
出願年月日:  
国内外の別:

取得状況(計0件)

名称:  
発明者:  
権利者:  
種類:  
番号:  
取得年月日:  
国内外の別:

〔その他〕  
ホームページ等  
なし

## 6. 研究組織

(1)研究代表者

小入羽 秀敬 (KONYUBA, Hideyuki)  
帝京大学・教育学部・講師  
研究者番号: 70609750

(2)研究分担者  
なし

(3)連携研究者  
なし

(4)研究協力者  
なし